

事務連絡  
令和8年2月13日

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク  
一般社団法人 中部日本臓器提供支援協会  
各 眼 球 あ つ せ ん 機 関  
公益財団法人 日本アイバンク協会

御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課  
移植医療対策推進室

「アイバンクにおける眼球摘出の手引き」の周知について（依頼）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

このたび、日本角膜学会眼球摘出の手引き作成ワーキンググループにおいて、別添のとおり「アイバンクにおける眼球摘出の手引き」が取りまとめられました。

安全かつ適切な眼球あっせんを行うため、眼球の摘出については、「眼球のあっせんに関する技術指針」（平成12年1月7日健医発第26号厚生省保健医療局長通知別添）に準拠して実施することが定められていますが、眼球摘出技術に係る近年の新しい知見に対応するため、今後は「アイバンクにおける眼球摘出の手引き」についても参考に適切な移植医療を実施いただくとともに、当該手引きの内容について御承知置きの上、関係機関への周知について御協力をお願いいたします。

御不明点等については、下記の連絡先まで御照会ください。

**【連絡先】**

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室 臓器移植係 出内・大場

TEL：03-3595-2256 FAX：03-3593-6223

メールアドレス：ishokuchousa@mhlw.go.jp

事務連絡  
令和8年2月13日

{ 公益財団法人 日本眼科学会 }  
{ 日本角膜学会 } 御中  
{ 公益社団法人 日本眼科医会 }

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課  
移植医療対策推進室

「アイバンクにおける眼球摘出の手引き」の周知について（依頼）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

このたび、日本角膜学会眼球摘出の手引き作成ワーキンググループにおいて、別添のとおり「アイバンクにおける眼球摘出の手引き」が取りまとめられました。

安全かつ適切な眼球あっせんを行うため、眼球の摘出については、「眼球のあっせんに関する技術指針」（平成12年1月7日健医発第26号厚生省保健医療局長通知別添）に準拠して実施することが定められていますが、眼球摘出技術に係る近年の新しい知見に対応するため、今後は「アイバンクにおける眼球摘出の手引き」についても参考に適切な移植医療を実施いただくとともに、当該手引きの内容について御承知置きの上、関係機関への周知について御協力をお願いいたします。

御不明点等については、下記の連絡先まで御照会ください。

**【連絡先】**

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室 臓器移植係 出内・大場

TEL：03-3595-2256 FAX：03-3593-6223

メールアドレス：ishokuchousa@mhlw.go.jp